

令和元年度 土木工事標準積算基準 改正概要
(令和元年10月1日改正)

○新規策定項目一覧 (番号下の※については、新旧表を添付)

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|--------|------|---|----------|
| 1 ※ | 追加工種 | ○第Ⅱ編第2章共通工(Ⅱ-2-④-9) ④-3 函渠工(3) 大型プレキャストボックスカルバート工 | ①495-502 |
| 2 ※ | 追加工種 | ○第Ⅱ編第3章基礎工(Ⅱ-3-③-9) ③-2 コンクリート工(深礎工) ・深礎工に適用するコンクリート打設を追加 | ①600-604 |

○廃止項目一覧

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|----|---|-----|
| 3 | 廃止 | ○第Ⅱ編第2章①-6 現場吹付法枠工 ○第Ⅱ編第2章⑨ 連続地中壁工(柱列式) ○第Ⅳ編第1章⑤-2 ローラ転圧コンクリート 舗装工(RCCP工) ○第Ⅳ編第3章⑮-3 ガードレール清掃工 ○第Ⅳ編第3章⑮-4 ガードレール清掃工 (自動追従型) ○第Ⅳ編第7章③ 鋼橋架設工 -鋼床板Uリブ現場溶接工 | |

※以下に記載している歩掛は全て一部改正されているが、主な改正内容のみを記載する。

○土木工事積算基準書【I】改正内容一覧（番号下の※については、新旧表を添付）

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|---------------------------------------|--|---|
| 4 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-2 運搬費 (4) 仮設材等の運搬 ・基本運賃を改正(増額) (5) 重建設機械分解・組立 表5.1 ・バックホウ系において「(超ロングアーム型を除く)」を追記 ・連続地中壁用機械よりクローラ式アースオーガを削除 表5.2、表5.4 ・オールケーシング掘削機の分解組立用クレーンの規格を追加(クローラクレーン70t吊排ガス3次基準、100t吊排ガス2011年規制) ・連続地中壁用機械(クローラ式アースオーガ)の記載を削除 | ①28 ①30 ①31 ①32-33 |
| 5 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-5 安全費 ⑩その他、現場条件等により積み上げを要する費用 ・トンネル工事における呼吸用保護具の費用算出の改正 費用= $1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\%$ | ①36 |
| 6 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-7 技術管理費 (ロ) 現場条件用により積み上げを要する費用 ・記載明確化のため「 <u>防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用</u> 」を追記 (ニ) ICT建設機械に要する以下の費用 ・記載明確化のための追記 「なお、システム初期費用については一工事あたり使用機械毎に一式計上とする(施工箇所が <u>点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、一工事あたり使用機種毎に一式計上する</u>)。」を追記 | ①36-37 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-----------------------------|---|--|
| 7 | 第Ⅰ編第11章 1日未満で完了する作業の積算 | 記載の追加・削除・作業量の改正等 ・コンクリート打設（基礎工）を追加 ・光ケーブル配管工-多孔保護管（材料費）を削除 ・不陸整正、下層路盤の作業量を改正 ・立入り防止柵工の記載を修正・追加 ・沓座拡幅工の記載を修正・追加 | ①119-128 |
| 8 | 第Ⅰ編第12章 工事日数及び日 当り作業量 | ③作業日当り標準作業量 ・基準の改正に伴う記載の追加・削除・修正 | ③7-③158 |
| 9 ※ | 第Ⅱ編 第1章土工 | ②-1 土工 ・3-4 路体（築堤）盛土 作業形態区分（敷均し+締固め、敷均し締固め） の削除（敷均し締固めは別途考慮） 表3.23 代表機械の変更 ・3-5 路床盛土 幅員区分の修正 平均幅員 → 施工幅員 に改正 「 <u>平均幅員=断面図の(上幅+下幅)×1/2</u> 」の削除 表3.24 注意書き追加 表3.25 代表機械の変更 | ①145-174 ①166-167 ①168-169 |
| 10 ※ | 第Ⅱ編 第1章土工 | ②-2 土工（ICT） ・3-2 路体（築堤）盛土（ICT） 作業形態区分（敷均し+締固め、敷均し締固め） の削除（敷均し締固めは別途考慮） 表3.4 代表機械の変更 ・3-3 路床盛土（ICT） 表3.5 注意書き追加 表3.6 代表機械の変更 ・4. ICT建設機械経費加算額 ブルドーザ加算額の削除 ・5. その他ICT建設機械経費等 （2）盛土保守点検費の算出式の改正 | ①175-183 ①178-179 ①180-181 ①182 ①182 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------|---|--|
| 11 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ①-6 吹付法面とりこわし工 ・適用範囲の拡大 <u>コンクリートカッタ、又はピックハンマとコンクリートカッタの併用による人力とりこわし作業を適用拡大</u> ・表4. 1 注意書き追加 ・表1. 2 代表機械の変更 | ①239-242 ①242 ① |
| 12 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ③ コンクリートブロック積(張)工 ・語句の修正 ・3-1 コンクリートブロック積 ~3-6 緑化ブロック積 表3. 1、表3. 4、表3. 6、表3. 13、 表3. 17、表3. 19、表3. 20 注意書き追加・削除 <u>(パッケージに含む材料費等の明確化)</u> ・3-11 遮水シート張 積算条件区分の追加 | ①255-278 ①270 |
| 13 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ⑤-1 場所打擁壁工(1) 小型擁壁(B) ・適用範囲条件の追加 「 <u>~~水平打設距離20m以下(クローラクレーンの場合は水平打設距離30m以下)</u> 」の場合 | ①292-308 |
| 14 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ⑥ プレキャスト擁壁工 ・表3. 1 注意書きの追加 「 <u>3. 均しコンクリートの厚さは、15 cm以下を標準としており、これにより難しい場合は、別途考慮する。</u> 」 | ①311-313 ①312 |
| 15 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ⑦ 補強土壁工(帯鋼補強土壁、アンカー補強土壁) ・「 <u>帯鋼補強土壁(2)</u> 」区分を削除 | ①314-319 |
| 16 ※ | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ⑨ 構造物補修工 ⑨-1 構造物補修工(ひび割れ補修工) ⑨-2 構造物補修工(断面修復工) ・ <u>橋梁補修工から構造物補修工に改正</u> 道路→共通工へ記載箇所移動 <u>橋梁からコンクリート構造物への適用に拡大</u> 上記に伴い歩掛改正(コード無) | ①327-336 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------|---|---------------------------------|
| 17 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | <p>⑩-1 排水構造物工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレキャスト集水桝の適用出来る範囲の記載修正 「(2) <u>プレキャスト製集水桝の質量(蓋版除く)が50kg/基以上2,800kg/基以下の場合</u>」 ・プレキャスト集水桝の適用出来ない範囲の記載を修正・追加 「(1) プレキャスト製集水桝の質量(蓋版除く)が50kg/基未及び2,800kg/基を超える場合 (2) <u>組立式プレキャスト製集水桝の場合</u>」 ・表3. 1、表3. 7、表3. 11 注意書き修正 ・3-6 プレキャスト集水桝 表3. 18 条件区分の変更・追加 表3. 19 代表機械の変更 | <p>①337-363</p> <p>①352-353</p> |
| 18 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | <p>⑪-2 粉体噴射攪拌工(DJM工法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3. 1 注意書き追加 「8. 二軸施工の杭施工本数は、1軸当り1本とする。」 | <p>①378-382</p> <p>①380</p> |
| 19 ※ | 第Ⅱ編 第2章共通工 | <p>⑪-3 スラリー攪拌工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の変更 <u>軸の継足しがある場合は適用外</u> ・条件区分の変更 単軸施工：打設長3mを超え27m以下 杭径1,800mm, 2,000mm を追加 | ①383-392 |
| 20 ※ | 第Ⅱ編 第2章共通工 | <p>⑮ コンクリート削孔工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の変更 <u>削孔機械別適用範囲の変更</u> ・表3. 1、3. 3、3. 5～8 条件区分の変更・追加 ・表3. 2、3. 4、3. 9 代表機械の変更 | ①437-441 |
| 21 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | <p>⑳-1 函渠工(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3. 1 注意書き変更 <u>標準以外の目地・止水板を使用する場合は、目地・止水板を無とし、別途計上することを追記。</u> | <p>①487-491</p> <p>①489</p> |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-------------------|--|------------------|
| 22 | 第Ⅱ編 第2章共通工 | ⑫ 殻運搬 ・表2. 1 吹付法面取壊し 運搬距離条件区分の変更 ・表2. 2 代表機械の追加 | ①503-509 |
| 23 ※ | 第Ⅱ編 第3章基礎工 | ②-1 全回転式オールケーシング工 ・ <u>オールケーシング工の適用除外</u> (全回転式オールケーシング工法のみ適用) ・全回転式オールケーシング工の適用範囲の変更 ・ <u>杭頭処理歩掛に杭径条件追加</u> | ①544-550 |
| 24 ※ | 第Ⅱ編 第3章基礎工 | ②-5 ダウンザホールハンマ <u>全面改正</u> ・適用範囲の変更 ・杭径及び削孔径組み合わせ区分の変更 ・工法の追加 (C工法 (テーブルマシン工法)) ・ | ①573-591 |
| 25 | 第Ⅱ編 第4章コンクリート工 | ① コンクリート工 ・適用範囲の変更 <u>深礎工のコンクリート打設は適用除外</u> | ①653-663 |
| 26 | 第Ⅱ編 第5章仮設工 | ②-1 パイプロハンマ工 ・表3. 33 継施工費の改正 (微増) | ①690-713 ①707 |
| 27 | 第Ⅱ編 第5章仮設工 | ⑩ 敷鉄板設置・撤去工 ・機種の変更 (クレーン → バックホウ) ・編成人員の変更 | ①817-819 |
| 28 | 第Ⅱ編 第5章仮設工 | ⑳ 法面工 (仮設用モルタル吹付工) ・表3. 1 使用機種の変更 ・表4. 1 歩掛 (人工数) の変更 注意書き追加 (<u>目地・水抜きパイプ</u> <u>材料費は別途計上</u>) | ①844-846 |
| 29 | 第Ⅲ編 第1章河川海岸 | ①-1 消波根固めブロック工 ・表3. 15 代表労務の変更 | ①853-865 ①863 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-----------------|--|--|
| 30 | 第Ⅲ編 第2章河川維持工 | ⑱ 光ケーブル配管工 ・適用範囲の追加 ・3-2 埋戻し締固め 注意書き追加 <u>埋設表示シート</u> の材料費を含むことを明記 ・表3.3 条件区分の追加・修正 ・表3.4 代表材料の変更 | ①1002-1009 ①1003 ①1004 |
| 31 ※ | 第Ⅲ編 第3章砂防工 | ①-1 土工 ・適用範囲の削除 <u>押土(ルーズ)</u> は適用外 → <u>押土区分削除</u> ・2-2 土の流れ概念図 注意書き修正 <u>掘削(砂防)</u> は工区内運搬を含まないことを明記 ・表3.1 条件区分の追加・削除 押土区分削除 <u>施工数量区分追加(3000m³未満 or 以上)</u> ・表3.2 区分の削除、代表機械の変更 ・表3.6 代表機械の変更 | ①1013-1021 ①1015 ①1017 ①1018 ①1021 |
| 32 | 第Ⅳ編 第1章舗装工 | ①-1 路盤工 ・2. 施工概要の記載修正 (「敷均し・締固め」の記載追加) ・表3.4、3.7、3.15 代表機労材の変更 ・表3.11 上層路盤 <u>条件区分の追加</u> 平均幅員1.4m以上 → <u>1.4m以上3.0m以下</u> <u>3.0m超</u> ・その他注意書き変更有 | ②5-②15 ②11 |
| 33 | 第Ⅳ編 第1章舗装工 | ②-1 アスファルト舗装工 ・適用範囲の変更 <u>「瀝青材料散布後に砂散布が必要な場合のうち、瀝青材料がプライムコート以外の場合」</u> は適用外 ・表3.1 条件区分の追加 平均幅員1.4m以上 → <u>1.4m以上3.0m以下</u> <u>3.0m超</u> ・表3.4、3.5、3.8 代表機労材の変更 | ②24-34 ②25 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|------------------------|---|------------------------------|
| 34 | 第IV編 第1章舗装工 | ③-1 排水性アスファルト舗装 ・適用範囲の変更 <u>「瀝青材料散布後に砂散布が必要な場合」は適用外</u> ・表3.4 代表機械の変更 | ②38-40 |
| 35 ※ | 第IV編 第2章付属施設 | ①-3 立入り防止柵工 <u>全面改正</u> ・適用範囲の変更 <u>金網柵のほか、門扉を追加</u> ・大幅な改正に伴い、代表機労材の変更、追加 | ②71-77 |
| 36 | 第IV編 第2章付属施設 | ①-9 ボックスビーム設置工 ・適用範囲の明確化（以下を追加） <u>1-1 適用出来る範囲</u> <u>(1) ボックスビーム設置（材料込みの新設設置）</u> <u>(2) 再利用設置の場合（設置手間のみの流用品）</u> <u>1-2 適用出来ない範囲</u> <u>(1) 撤去の場合</u> | ②95-96 |
| 37 ※ | 第IV編 第2章付属施設 | ③-1 路側工（据付け） ・ <u>ブロック規格条件の細分化</u> ・代表機労材の変更 | ②119-123 |
| 38 | 第IV編 第2章付属施設 | ⑧ 道路付属物設置工 ・適用範囲の変更 <u>パネル式のみ適用可</u> <u>三角柱式、埋込式による距離標は適用外</u> ・表3.1 条件区分の追加・修正・削除 ・表3.2 代表労務の変更、代表材料の削除 | ②138-141 ②140 ②141 |
| 39 | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ①-2 切削オーバーレイ工 ・適用の明確化 ストレートアスファルト、改質アスファルトの切削に適用 <u>平均切削深さ12cmを越えるものは適用外</u> ・表5.1 施工面積（4000m ² 以下 or 超）による積算条件区分を削除 ・諸雑費率、機械運転労務数量等の変更 | ②154-157 ②155 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|------------------------|---|--------------------------|
| 40 | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ② 舗装版破碎工 ・適用範囲の明確化 適用出来ない範囲→急速施工の説明追記 急速施工→舗装版とりこわしから舗装までを 1日で完了する施工 ・表3.1 条件区分の削除 舗装版厚 10cm以下を削除(15cm以下が最小条件) ・表3.2 代表機械の変更 | ②158-160 |
| 41 | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ⑫-2 橋梁補修工(支承取替工) ・施工概要(施工フロー)の修正 新規アンカーボルトを使用する場合の、 <u>支承アンカーボルト削孔・定着はパッケージ対象外</u> | ②230-237 |
| 42 | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ⑬ 落橋防止装置工 ・4-2 コンクリート削孔(電動ハンマドリル) ・4-3 ーラー(さく岩機) 注意書き追加 <u>不達穴の補修費用は、4-7 充填補修で別途計上</u> | ②244-251 ②248 ②249 |
| 43 | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ⑯-3 側溝清掃工(人力清掃工) ・適用範囲の修正 ・施工概要(施工フロー)の追加 ・表2.1 条件区分の追加・修正 有蓋 鋼蓋の場合 ボルト締の有無条件追加 ・表2.2 代表労務の変更 | ②283-284 |
| 44 ※ | 第IV編 第3章道路維持 修繕工 | ⑳ 沓座拡幅工(大幅改正) ・適用範囲の変更 コンクリート沓座拡幅工、鋼製ブラケット沓座拡幅工に適用 ・施工概要の修正・追加 ・ <u>3-8 鉄筋(沓座拡幅工)の追加</u> ・ <u>3-9 型枠(沓座拡幅工)の追加</u> ・その他、代表機労の変更あり | ②300-306 ②303 ②304 |
| 45 | 第IV編 第4章共同溝工 | ② 電線共同溝(C・C・BOX) ・3-2 床掘り <u>積込みを含むことを明記</u> ・表3-10 注意書き修正 受・支持金具、アンカー材、管路受台、接続継手等の材料費は別途計上することを明記 | ②358-371 ②361 ②366 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|------------------|---|----------------------|
| 46 | 第IV編 第5章トンネル工 | <p>①-1 トンネル (N A T M) [発破工法]</p> <p>①-2 - - - [機械掘削工法]</p> <p>①-4 - - - 抗口工 (D IIIパターン)</p> <p>①-5 - - - 非常駐車帯工</p> <p>②小断面トンネル (N A T M)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>鏡吹付施工歩掛を新規追加</u> ※施工費率で計上 ・鏡吹付施工に伴う時間当たり掘進長の変更 (鏡吹付工～掘削工～支保工) の表を追加 ・<u>切羽監視責任者としてトンネル世話役を追加</u> ※30 企技第 1124 号はトンネル作業員での計上 ・<u>吹付コンクリートの混合材料の規格及び配合改正</u> 積算上における水セメント比の記載を削除 急結剤添加率の記載を削除 ※<u>特記仕様書にコンクリート配合、急結剤添加率等記載のこと</u> (急結剤添加率は使用材料による) <p>※鏡吹付施工に伴い、時間当たり掘進長が変更となり、積算基準 [III] に記載の C II a, b、D I a, b、D II の作業量、施工歩掛を今後改正予定。</p> | ②385-616 |
| 47 | 第IV編 第6章道路除雪工 | <p>7 待機費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転手、助手の待機指示時間に運転した場合の時間を含むことを明記 (積算の明確化) ・機械運転が生じた場合の労務費を、待機費に計上することを明記 | ②625-641 ②633-634 |
| 48 | 第IV編 第7章橋梁工 | <p>① 鋼橋製作工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5. 桁輸送費 橋梁製作工場 所在地一覧を追加 <u>茨城県・栃木県・新潟県あり</u> | ②647-665 ②662 |
| 49 | 第IV編 第7章橋梁工 | <p>③ 鋼橋架設工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7. 本締め工 日当り施工量算出に関する注意書き修正 「4. 日当り施工量Dq は一の位を四捨五入し <u>10本単位とする。</u>」 | ②669-732 ②676 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-------------------------|---|----------------------------------|
| 50 | 第IV編 第7章橋梁工 | ⑩ PC橋片持架設工 ・13-2 機種の選定における供用日数の算出 計算例を追記 | ②788-815 ②806 |
| 51 | 第IV編 第7章橋梁工 | ⑱-1 橋台・橋脚工(1)(構造物単位) ・工種名に(構造物単位)を追加 ・適用範囲の修正・追加(記載明確化) 1-1 適用出来る範囲 (1) ～～T形橋脚(躯体が円形及び～～) (2) ～～壁式橋脚(躯体が小判型含む)の場合 (3) (略) なお、橋台パラペットを後施工する場合、構造物高 さに後施工分は含まない。 1-2 適用出来ない範囲 (1)～(3) (略) <u>(4)手摺先行型枠組足場以外の足場を使用する場 合</u> | ②875-886 |
| 52 ※ | 第VI編 第1章土木工事 標準単価 | ① 区画線工 ・表2. 1 注意書き変更 塗布厚「1.5mm以下とする」 →「1.5mm、1.0mmとする」 ・2-4 直接工事費の算出 ＜施工規模が日当たり標準施工量に満たな い場合＞に関する記載を変更 ・3. 適用にあたっての留意事項を変更 「横断線はゼブラを適用」 →「 <u>横断歩道、停止線はゼブラを適用</u> 」 | ②923-927 ②924 ②926 ②926 |
| 53 ※ | 第VI編 第1章土木工事 標準単価 | ② 高視認性区画線工 ・2-4 直接工事費の算出 ＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場 合＞に関する記載を変更 | ②928-930 ②929 |
| 54 | 第VI編 第1章土木工事 標準単価 | ③ 橋梁塗装工 ・処理費に関する記載の明確化 素地調整及び塗替塗装の注意書き修正・追加 「処理」→「回収・積込・運搬・処分」 プラスト処理による発生するかす等の回収・積 込みに要する費用を必要に応じ計上することを 明記 | ②931-937 ②932 ②936 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|-------------------------|--|------------------------------|
| 55 | 第VI編 第1章土木工事 標準単価 | ⑤ コンクリートブロック積工 ・表2. 1 注意書き追加 「1. 上表の日当り標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工までの一連作業を含む。 2. 裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。」 ・適用にあたっての留意事項 材料単価差加算の記載を修正 | ②941-943 ②941 ②942 |
| 56 | 第VI編 第1章土木工事 標準単価 | ⑥ 排水構造物工 ・U型側溝に関する条件区分の追加 <u>L=4,000mmを使用する場合</u> <u>L=5,000mmを使用する場合</u> | ②944-947 |
| 57 | 第VI編 第2章市場単価 | ①-1 鉄筋工（太径鉄筋含む） 沓座拡幅工について別途考慮に変更 (No. 44に関連) | ②951-957 |
| 58 | 第VI編 第2章市場単価 | ④-1 法面工 ・施工規模区分の追加（ <u>500m²未満を細分化</u> ） 500m ² 未満 → <u>250m²以上 500m²未満</u> <u>250m²未満</u> | ②996-1005 |
| 59 | 第VI編 第2章市場単価 | ④-2 吹付砕工 ・施工規模区分の追加 (吹付砕工 <u>250m未満を細分化</u>) 250m未満 → <u>100m以上 250m未満</u> <u>100m未満</u> (ラス張工 <u>500m²未満を細分化</u>) 500m ² 未満 → <u>250m²以上 500m²未満</u> <u>250m²未満</u> | ②1006-1010 |
| 60 | 第VI編 第2章市場単価 | ⑥ 橋梁付属物工 ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 ・適用範囲の追加 <u>はつり工にウォータージェット工を用いる場合を適用外</u> とすることを明記 ・継手装置一覧表を修正 | ②1024-1039 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|-----------------|---|---------------------|
| 61 | 第VI編 第2章市場単価 | ⑧ 道路標識設置工 ・施工規模の記載を明確化 設置工・撤去工の注意書き追加 「ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、 <u>設置・撤去それぞれの合計数量</u> で判定する。」 | ②1044-1051 ②1049 |
| 62 | 第VI編 第2章市場単価 | ⑨ 道路付属物設置工 ・施工規模の記載を明確化 設置工・撤去工の注意書き追加 「複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における <u>全規格・仕様の全体数量</u> で判定する。 ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、 <u>設置・撤去それぞれの合計数量</u> で判定する。」 | ②1052-1059 ②1058 |
| 63 | 第VI編 第2章市場単価 | ⑭ 鉄筋挿入工（ロックボルト工） ・施工規模区分の追加（ <u>200m未満を細分化</u> ） 200m未満 → <u>100m以上200m未満</u> <u>100m未満</u> | ②1074-1078 |